

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

及び消費経済審議会製品安全部会合同会議

議事録

日時：令和3年3月1日 15:00～17:00

場所：場所：経済産業省 Skype 会議

○原製品安全課長 皆様、お疲れさまでございます。ただいまから、産業構造審議会、保安・消費生活用製品安全分科会、製品安全小委員会及び消費経済審議会、製品安全部会の合同会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、太田大臣官房技術総括・保安審議官から御挨拶をさせていただきます。

○太田技術総括・保安審議官 太田です。本日は、ご多忙の中お集まり頂き、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回はSkypeにより開催させていただいております。

製品事故の防止は、国民の皆様の安全で安心な社会の実現のための重要な課題です。これまでの関係者のたゆまぬ取組により、重大製品事故は年々減少傾向となっております。

一方で、高齢化社会の進展やインターネット取引の増加、サプライチェーンのグローバル化など、製品安全を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした社会の変質による新たな事故の傾向も現れております。

こうした変化を踏まえて、製品安全行政の在り方を検討するとともに、製品安全文化がより一層醸成されるよう取り組んでまいります。

また、消費生活用製品安全法で定める特定保守製品については、対象品目の見直しを進めており、昨年9月に開催した消費経済審議会製品安全部会において答申を頂いたところでございます。この点につきましても、本日、状況を御報告させていただきます。

広範な論点となりますけれども、本日は活発な御議論を頂きますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○原製品安全課長　　ありがとうございました。

引き続き、三上委員長、升田委員長からも御挨拶を頂ければと思います。

三上委員長、よろしく申し上げます。

○三上委員長　　三上でございます。現在、製品安全小委員会の委員長をさせていただいております。

今日は大変たくさんのお話があるようではありますが、大いに勉強させていただき、また、活発に議論できればなと思っております。よろしくお願いいいたします。

○升田部会長　　升田でございます。今日はこういうWebの会議になりますが、皆さん方の顔を拝見できなくて、誠に残念であります。

今日は多くの議題がありますけれども、是非、充実かつ忌憚のない御意見をお述べ頂ければと思っております。よろしくお願いいいたします。

○原製品安全課長　　両委員長、ありがとうございました。

以降の議事進行につきましては、三上委員長にお願いしたいと思っております。

それでは、三上委員長、よろしく申し上げます。

○三上委員長　　それでは、議事進行を務めさせていただきます。

今日はちょっと鼻声でお聞き苦しい点があろうかと思いますが、御容赦のほどお願いいいたします。

それでは、まず、事務局より委員の出欠の確認をお願いいたします。

○原製品安全課長　　まず初めに、新しく審議に御参加いただく委員の方を御紹介させていただきます。

大手家電流通協会の川村委員、全国地域婦人団体連絡協議会の野々内委員、国民生活センターの宗林委員が本日より審議に加われます。

また、本日、御欠席の委員はおられません。

時間の都合から、御出席の委員はお手元の委員名簿をもって代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本日、会議場での傍聴者をなしとさせていただきます。YouTubeでの動画配信を行っております。

また、後日、経済産業省のホームページに議事録を公開させていただきます。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、会議の定足数について確認をさせていただきます。

委員の出席者は過半数を超えておりますので、成立することを確認いたしました。

では、続いて、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○原製品安全課長 本日はSkypeによる会議の実施とさせていただいておりますので、配付資料につきましては事務局から事前にお送りしたPDF資料を御参照頂きたいと思っております。

また、モニターのほうにも説明に沿って配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照頂ければと思います。

配付資料につきましては、資料1～資料6—4までとなります。もし資料の動作不具合や不明な点がございましたら、いつでも事務局のほうにお知らせください。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。今日はたくさん議事がございますが、皆さんの御協力をもって時間内に終了したいと思います。

それでは、事務局より、議題1～3まで御説明をお願いします。その後で意見交換、質疑の時間を設けたいと思います。よろしくをお願いします。

○原製品安全課長 それでは、事務局から説明させていただきます。

資料は既にお目通し頂いておりますので、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございます。

2ページ目でございます。製造・輸入事業者に義務づけられた届出件数の報告を示しております。2020年は8,397件、大半が電気用品安全法の届出になっております。

次に、3ページ目でございます。違反件数の推移でございます。2020年は406件、昨年に比べて200件程度少なくなっております。この背景については、後ほど触れたいと思います。

資料2に移りたいと思います。

2ページ目、重大製品事故の受付件数でございます。2020年の受付件数は1,019件でございます。大半が電気製品で、62%となっております。

また、事故につきましては、火災が7割を占めてございます。1件、一酸化炭素中毒がございますが、これは携帯用発電機によるものでございます。

3ページ目、重大製品事故の件数の推移でございます。2020年は1,019件でございますが、前年比で203件の減少、前々年比で206件の増加となっております。これも後ほど御説明し

ますけれども、「一発二錠搭載自転車」の事故等で過去に発生した事案がまとめて報告されたために、2019年の受付件数が一時的に増加したこと、2020年も過去の事故の報告が続いている状況でございます。

4 ページ目でございます。過去の事故についてのトレンドを示させていただいていますが、先ほど申し上げた自転車の事故につきましては、左下の棒グラフ、2019年10月以降、大変多くなりまして、それ以降、引き続き、件数は減ってきておりますが、続いております。

右下に自転車事故の報告件数の推移を示しております。最近では報告件数が落ち着いてきているところでございます。

6 ページ目でございます。2020年に多数の報告がありました重大製品事故について、特に自転車について報告ベースでまとめております。

一番下の「その他の事故（不注意による事故等）」でございますが、この件数が多くなっております。次いで、「ハンドルロックによる転倒」が60件程度起きておりますけれども、この中にリコール事案が含まれていると考えております。

7 ページ目でございます。2019～2020年にかけて、ブリジストンサイクル社が生産した自転車の盗難防止用ハンドル錠「一発二錠」の不具合による事故が多発をしております。

これを受けて、2019年6月より同社がリコールを開始しております。ブリジストンサイクルはヤマハ発動機の自転車にもOEMを一部提供してございまして、生産された台数は合計で343万台でございます。これは相当程度廃棄されているものと推定されます。現在の残存台数は93.6万台程度と推定をされております。12月末までのリコールの実施率は、補正で88.6%、55.4万台でございます。これについては、真ん中の車種にございますけれども、自転車の鍵の施錠状態を示す表示部分のラベルが黒いものが対象となっております。

9 ページ目、重大製品事故の推移を発生年ベースで再集計した姿でございます。

重大製品事故の報告制度ができた2007年、2008年の頃から、ある程度順調に事故は減ってきております。2020年は発生ベースで800件程度となっております。

10 ページ目、重大製品事故の原因究明の状況でございます。

製品起因が3割程度でございます。経年劣化が7～5%程度となっております。それ以外に、誤使用・不注意によるものが10%弱、原因不明が3割程度でございます。

11 ページ目、リコール件数の動向と取組の必要性でございます。

一番下のグラフを見ていただきますと、毎年10%強がリコール品が市場で回収し切れず

に再度事故を起こしてしまう件数でございます。引き続き、リコールの法律的な実施が重要な課題となっております。

12ページ目、リコール対象製品による重大製品事故の発生状況でございます。2020年は特に自転車の事故が多く報告をされております。

14ページ目でございます。2020年は法令違反によるリコール開始案件として、一番下でございますが、他省庁の所管する法令違反事案として、珪藻土製品（バスマット、コースター等）に労働安全衛生法の基準値を超える石綿の含有が見つかって、リコールされております。

15ページ目、高齢者の関連の事故の概要でございます。これについても後ほど詳細は触れますが、左の真ん中のグラフですけれども、御高齢になるに従って、青の部分ですが、重篤な被害に遭われる高齢者が多くなっております。一番下ですが、2007年、2020年で比較すると、重大製品事故に占める65歳以上の方の比率が高くなってきており、対策が必要と考えております。

16ページ目でございます。輸入品の重大事故の報告件数が、2020年は国内製造品の事故の件数を大きく上回っております。

また、右側の図ですが、日本製と海外製で比較すると、製品起因の事故の比率は輸入品のほうが高くなっております。

17ページ目でございます。近年、インターネット通販で購入した製品による事故の比率が増加傾向でございます。これを踏まえた対策も重要となっております。

最後に、都道府県別の重大製品事故でございます。19ページ目を御覧ください。

重大製品事故の件数と人口10万人当たりの重大製品事故の件数を比較したものでございます。東京都、大阪府、神奈川県、兵庫県といった大都市圏の事故のリスクが高くなっております。

21ページ目でございます。死亡事故件数についてのリスクを分析したものでございます。件数が一番多いのは、大都市圏ではなく、北海道が多くなっております。一方で、件数は比較的少ないですけれども、リスクが高いところに、香川県、長崎県等が見られます。これらについても少し評価を後ほど行いますが、地域によって使われる製品群が大分異なり、特に死亡事故が多い製品は、石油ストーブ、介護ベッド、電動車いす、ガスコンロ、電気ストーブ、除雪機等でございます。

続きまして、資料3-1にまいります。

インターネット取引における製品安全について切り出して課題整理をしております。

1 ページ目を御覧ください。ネット通販の市場規模は年々大きく高まっております。特にアジア太平洋地域では急速に普及している状況でございます。コロナ等を受けて今後も市場の拡大が続いていくものと推定されます。

2 ページ目は、先ほどのネット経由で購入した製品の事故の比率が増えているということでございます。

3 ページ目でございます。これを踏まえて、インターネット取引における製品安全に関する検討会を昨年度より4回開催しまして、提言を取りまとめ、公表しております。

4 ページ目でございます。特に製品安全4法に定められたPSマーク等の表示の有無の確認に加えて、表示が付されていない製品は販売をさせないなどの要請を昨年7月に技術総括・保安審議官名でモール運営事業者7社宛てに発出をしております。

5 ページ目でございます。モール等運営事業者との協力体制の構築を進めております。大手8社との間で、下の図に示すような協力体制を築いております。特に法令違反が疑われる製品に対し我々のほうからネットモール事業社に通知をして、出品削除等の要請を行っているところでございます。

6 ページ目でございます。モール等運営事業者との連携につきましては、半年に1回程度、年に2回程度を目途に、連絡会議を開催しております。その中で、製品安全に関する情報の共有、あるいは、モール運営事業者の製品安全に関する取組の共有などを行っているところでございます。

7 ページ目でございます。特に、昨年7月、消費生活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認の要請につきましては、下に示すリチウムイオン蓄電池、携帯用レーザー応用装置、カートリッジガスこんろなど、危険性が高く、多く売られている製品について着目し、取締まりを強化していただいております。

8 ページ目でございます。こういった取組を踏まえて、真ん中の左側の図ですけれども、製品安全関係各法におけるインターネットにおける違反件数が2019年から大きく減ってきております。こうした取組が非常に効果を奏してきていると考えておりまして、引き続き、連携を深めてまいりたいと考えております。

9 ページ目でございます。これは国による取組でございますけれども、危険な製品が日本語で海外のホームページサイトで日本の消費者向けに売られている、こういう実態がございます。これに対し、ホームページの管理をしているレジストラーにレターを書きまし

て、そういったサイトを日本の消費者が見れないように、公開停止をお願いしております。

10ページ目でございます。こうした取組でこれまで17件の海外販売サイトについて停止をしていただいている状況でございます。引き続き、こういった取組を進めてまいりたいと考えております。

13ページ目でございます。これは情報提言でございますが、モール等運営事業者に係る新たな法律案について、消費者庁において検討されております。具体的な内容については、検討会の内容を参考までに下に書いてございますけれども、商品等の出品の停止であるとか、販売事業者に係る情報の開示請求権等について盛り込まれる方向と聞いております。

以上が資料3-1でございます。

資料3-2にまいります。国際連携でございます。

1ページ目は、先ほどの事故の推移の状況でございます。

これを踏まえ、3ページ目でございますが、特にアジアの国が事故の多い製品を多く輸入していますので、中国、タイ、マレーシア、台湾等との連携を深めております。

タイとの間では、2020年2月にタイ工業省との間で協力文書に署名をしております。引き続き、こういう取組を進めてまいります。

資料3-3にまいります。高齢者の事故対策でございます。

1ページ目は、先ほどの事故の状況でございます。

2ページ目でございます。過去に、子ども関連製品のJ I Sの体系というものを取り組んでつくっております。これを倣って、高齢者関連製品についてもこういったJ I Sの体系をつくれなにかということで検討を進めております。

3ページ目でございます。製品評価技術基盤機構と連携させていただいて、リスクアセスメントを検討頂いております。

特に、4ページ目でございますが、これまでの重大製品事故の状況を踏まえて、重傷死亡率が高くて発生件数が多い事故の製品、介護ベッド、車いす、手すり、いす、脚立、こういったものにフォーカスをしております。

介護ベッドのリスクアセスメントの概況につきましては、5ページ目を御参照ください。

これ以外にも、6ページ目でございますが、高齢施設と連携をさせていただき、居室に定点カメラを設置させていただいて、御高齢の方の特異な危険な行動を写真に撮らせていただき、こういったものを企業の皆様に共有させていただいて、製品開発に生かしていただく取組を進めております。

続きまして、資料3—4でございます。リチウムイオン蓄電池の安全対策でございます。

1 ページ目でございます。最近は、充電式の電気掃除機や電動工具の事故が急増している傾向がございます。特に、純正品でない、非純正品のバッテリーを使用した場合に事故が多く報告されています。

これを踏まえ、1 ページ目の左下でございますように、想定される事故のメカニズムを検討しております。特に、バッテリーマネジメントシステムと申しますけれども、製品との充電においてどうコントロールするかという仕組みがうまく機能しないということが想定されています。

2 ページ目でございます。これらを踏まえ、今後、事故を避けるための広報の在り方を含め、法令上の基準を満たさない製品の排除に向けた対策を検討してまいります。

資料3—5でございます。IoT関連製品の安全性検討に関する動向でございます。

1 ページ目でございますが、最近、インターネットに製品が接続されてコントロールされるというものが増えている中で、特に操作者が製品から離れた環境下で、電波の途絶やサイバー攻撃等を含めた新たなリスクも踏まえつつ、製品出荷後の対応も含めてこれまでの対策の検証、追加すべき対応を検討するということでございます。

下の左側にありますように、対象とする被害は、人の死亡、人の身体的障害等を対象としております。

2 ページ目でございます。検討の方向性でございますが、昨年9月にIECの国際基準ができておりまして、これを参考にしつつ、今年度末を目途にガイドラインを取りまとめ公表する予定でございます。

具体的には、遠隔操作に不向きな機器と遠隔操作が可能な機器の分類を含め、3 ページ目でございますが、通信回線に何らかの異常が生じた場合であっても、確実に安全機能が働くことを推奨していくという方針で検討を進めております。

以上、長くなりましたけれども、概要でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで一度、これまで御報告のあった内容に関連しまして、質疑や意見交換の時間を設けたいと思います。これまでの原課長の御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。順不同でよろしいかと思っております。

○川村委員 大手家電流通協会の川村です。よろしいでしょうか。

○三上委員長 はい、お願いいたします。

製品安全4法の概要のところ、「販売事業者等は」で始まる文言があるのですが、「販売事業者等は、P Sマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない」という文言ですが、この場合の「販売事業者等」にモール事業者が含まれているという解釈でよろしいのでしょうか。それとも、含まれていないという解釈なのでしょうか。

○三上委員長 事務局のほうでよろしいでしょうか。

○原製品安全課長 この「販売事業者等」には、モール事業者は含まれておりません。したがって、そういう効率的な連携の在り方について検討しているということでございます。

○川村委員 モール事業者が販売業者ではないという捉え方というのは、具体的な例を申しますと、Amazonというモール事業者があるかと思うのですが、この場合、もちろんAmazonに出店をしている業者というのもありますけれども、Amazonそのものが自社で販売しているというものもございますよね。こういった場合は、販売事業者となるわけですよね。

○原製品安全課長 事務局からお答えします。そのケースにつきましては、販売事業者になります。

○川村委員 そうすると、ほとんどのモール事業者というのは、自社で販売しているものも若干でもあるかとは思いますが。また、ここの解釈を、「等」というところもモール事業者を含めるべきではないかなと感じているのですけれども、含めてしまえば、販売は別にしても、陳列してはならないという文言が、安全マークがついていないものをモール業者がページに載せるということ自体の規制がかけられるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○原製品安全課長 事務局からお答えします。まさにそういったところは課題でございます。ただ、これは軒を貸すほかのビジネス、例えば、デパートとかスーパーマーケットもそうですが、そういうものにも共通の課題でございます。

先ほど申し上げた資料3-1のインターネット取引における製品安全の検討会、この中ではまさにそういうことに関するさまざまな課題も議論して取組を整理したものでございます。

そういった中で、特にネットモールを通じて販売される製品についてのP Sマーク等の表示の確認について、ネットモール事業者に協力を求めているということでございます。

○川村委員 協力を求めるというものと法律を縛られていますよということは、次元が

違ってくるとお思いますので、例えば、今の例にあった百貨店で軒を貸して云々ということも、ユーザーからしてみれば、その軒を借りて販売しているということは、そのデパートが認めているという条件の上で消費者は買っているとお思いますので、消費者から見たら、モール事業者も販売業者と捉えるのが自然じゃないかなと思うのです。

また、事業者によっては、領収書の発行も、そのモール事業者が発行していることが多いとお思いますので、そうなると、完全に「販売事業者等」に含めて問題ないのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○三上委員長 事務局のほうでお願いできますか。

○原製品安全課長 今回の点につきましては、法的に整理をすると対象ではないという整理になるのですが、我々として同じような問題意識は持っていて、まずは、P Sマーク等の表示を事前審査の段階でしっかり御確認頂くということについて協力を頂いて、そういう取組も通じて、ネットモールで販売される製品の違反件数につきましては、今、減ってきていると承知をしております。

こういった取組をまずはしっかり経過を見てまいりまして、先ほど申し上げましたように、連絡会合も緊密にやっておりますので、そういう中で状況をしっかり見て、さらに必要であれば、将来の在り方については継続的に検討していくということで考えております。

○三上委員長 原課長、ありがとうございました。

ほかの皆さん、御質問、御意見はいかがでしょう。

○唯根委員 唯根です。よろしいでしょうか。

○三上委員長 はい、唯根委員、お願いいたします。

○唯根委員 御説明頂いたインターネット取引に関してですが、資料3-1の10ページで、先ほど、海外販売サイトを17件閉鎖されたという御説明を頂いたのですが、これにかかった期間というか、最初に経済産業省さんがリストアップをされてから閉鎖されるまでに、どのくらいのお時間がかかったのでしょうか。

それから、この中に、一定期間、90日間で再度停止ということが書かれていますが、こういった判断はレジストラさん次第ということになるのでしょうか。

それから、もう1点ですが、こういったことについては今回が初めてのケースになるのでしょうか。閉鎖されたサイトの公開というのは、消費者庁や経済産業省さんのホームページなどでも分かるものなのですか。

4つになりましたけれども、質問させていただきました。以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。事務局、お願いいたします。

○原製品安全課長　　ありがとうございます。まず、レジストラーが閉鎖していただいている要請にかかった期間につきましては、すみません、今、手元にございませんで、後ほどお返事させていただきたいと思います。ただ、取組として始めたのは、一昨年だと思えますので、そんなに長い期間というわけではございません。

それから、止める、開くの判断ですけれども、これはレジストラーの判断でございます。

それから、これが初めてのケースかということでございますが、厚労省さんが薬品等の対応で既にやっております、これを我々も取り入れたということでございます。厚労省さんがいつからやられているのかということにつきましては、すみません、今、手元にはございません。したがって、これが初めてのケースかということ、そういうわけではないということでございます。

お答えになっていますでしょうか。

○三上委員長　　原課長、URLは公開されているのかというのは、いかがでしょう。閉鎖されたサイトのサイト名なりURLなりは。

○原製品安全課長　　服部さん、これは分かりますか。

○服部　　電子商取引の担当の服部でございます。1点、補足で答えさせていただきます。

17サイトの情報については、まだ対外的な公開は行っておらない状況でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

○唯根委員　　そうしますと、消費者側からは、こういう違法な販売サイトの情報を知ること、停止はされたということなので、被害はなくなるのかもしれませんが、情報としては入らないということになりますか。

○原製品安全課長　　現状、そうでございますけれども、公開の在り方については、今の御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○唯根委員　　ありがとうございました。

○三上委員長　　ありがとうございました。

○野々内委員　　野々内です。2点、お願いします。

○三上委員長　　はい、お願いいたします。

資料2の7ページです。ブリジストンサイクルの「一発二錠」の自転車の件ですけれども、販売されたのが343万台で、まだ残っているのが93.6万台ということで、なるべく早く調べていただいて、事故が一件でも少なくなるように手立てをしてほしいと思います。こ

れが1つです。

もう1つは、資料3—4で、文言のことです。1ページ、上の青い四角のところですが、下から2行目の後ろの「今後は、こうしたバッテリーの特性や事故分析結果を踏まえ、更なる有効な対応策に向けた調査・検討を行った」ではなく、「行う」ではないでしょうか。

以上の2点です。お願いします。

○三上委員長　では、事務局、お願いします。

○原製品安全課長　ありがとうございます。ブリジストンの事故のリコール、資料2の7ページ目ですが、この93.6万台というのは推定される残存台数全体でございまして、このうち、12月末時点で55.4万台が既にリコールが行われていると。この93.6万台がある程度正しいとすると、残り40万台ぐらいという状況まで進んでいるということでございます。これらについては、引き続き、我々もしっかりフォローしていきたいと考えております。

○野々内委員　分かりました。ありがとうございます。

○原製品安全課長　それから、もう1つ、資料3—4でございまして、今年、既に調査を行っているというところございまして、今後の方向性というのを2ページ目に書いてございますけれども、これがこれから検討する内容でございます。

リチウムイオン蓄電池を搭載している家電製品というのは、今後も広がっていくと考えておりまして、これらに向けた安全対策、特に純正品でない非純正品の扱いについては、しっかりとフォローしていきたいと考えております。

○野々内委員　ありがとうございました。

○三上委員長　ありがとうございました。

○藤野委員　主婦連合会の藤野でございます。

○三上委員長　御質問をどうぞ。

○藤野委員　今と同じところで、原課長の御回答があったところですが、資料3—4の2ページ目の3のところ、「PSEマークがついていても法令上の基準に適合していないものがあつた」とありますが、これは非常に重大なことだと認識いたします。

私どもは、マークがついていれば正しいものであるという認識でございますけれども、マークがあつても適合していないというのは、どういう状況から起き得ることなのでしょうか。また、これに対する対策はどのように取るのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○三上委員長　ありがとうございました。事務局、お願いいたします。

○原製品安全課長 御指摘、ありがとうございます。これについては、今、技術基準の確認は自主確認で、企業の皆さんが自分で確認してつけていいという、丸PSEという扱いになっております。こういう中で技術基準違反が時々確認をされておまして、冒頭の違反对応の中で、我々としては抜き打ちの試買テスト、あるいは、さまざまところから寄せられる情報源、そういったものを活用して、危険な製品が出回らないようにチェックをしているという状況でございます。

お答えになっておりますでしょうか。

○藤野委員 抜き打ちで分かったときに、マークがついていて事故が起きているということは、もう少し重大な問題として捉えなければならないという認識があるのでしょうか。つまり、事業者の自主確認でよろしいのかというあたりのことでございます。

○原製品安全課長 今、御指摘のように、我々としてはそれは放置してはいけないと考えて、重大製品事故の報告についても、毎週火曜日・金曜日に公表されております。我々は常にその情報をウォッチして、事故が起きている製品については当然にアンテナを高く対応をしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、バッテリーの関連の事故に限らず、火災等で燃えてしまっているケースなど、原因が不明なものも残念ながら毎年3割程度でございます。こういうこともハードルとしてはございますが、引き続き、しっかりウォッチしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○藤野委員 ありがとうございます。リチウム電池に関しては、原課長がおっしゃったように、搭載の製品が増えておりますし、また、工場や処理するところでの火災等も多数発生していると聞いておりますので、引き続き、厳しい対応をお願いいたします。安全のために、よろしく申し上げます。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

次の御質問、御意見、いかがでしょうか。

○水流委員 水流です。よろしいでしょうか。

○三上委員長 水流委員、どうぞ。

○水流委員 先ほどのモールとも絡むのですが、子供のための安全基準にも絡んで、マグネットボールという、かなり小さい5ミリ以下の球形のマグネットボールですが、すごい数のものを販売するというのが、最初は外国のほうから入ってきていたのですけれども、

調べてみますと、今は楽天やいろいろなところでも販売されているようなのです。

このマグネットボールそのものが危険ということは分からないのですが、小さい子供たちが家の中に転がっているマグネットボールを口の中に入れて飲み込んでしまうという事故が結構起きていると。飲み込んでしまうと、マグネットボールの場合、腸と腸の間をくっつけてしまって腸閉塞のような形にしてしまったり、非常に危険な状態になって、開腹手術をしなければいけない状態にもなると。

こういう事故が起こることを医療機関から分かってきて、小児科医の先生はそのリスクを非常に強く言っているわけですが、こういうリスクがあるものに対して、販売を止めることはできないと思うのですけれども、ユーザー側として、危険があるということを知らせる。先ほどの子供の基準というところにはありましたが、小さい子供は何でも飲み込んでしまうという因子に対して、それに該当するもので、特に飲み込むと非常に危険だと。誤嚥というだけでなく、正常に飲み込んだときに、消化管に入ったときに非常に危険性があると。

こういった事象が上ってきたときに、こういう事象をモールの中で知らせるというのはP Sマークなどではなくなってくると思うのですが、こういう新しいリスクに対する安全性の維持をどうやって考えていけばいいのか。または、どういう形でモールの事業者と連携ができるのかということはお考えでしょうか、ということをお聞きしたいと思います。

○三上委員長　　ありがとうございました。

では、事務局のほうでお願いいたします。

○原製品安全課長　　水流先生、ありがとうございます。先ほどのようなケースも含めて、重大製品事故の発生状況につきましても、ネットモール事業者との間では緊密に連携をしていきたいと考えております。ただ、御指摘のケースを含め、非常に消費者の注意喚起が必要なものについては、取扱説明書であるとか、売るときの注意も工夫をしていく必要があると思っております。

ただ、そういう事故につきましては、ネットモール事業者との連携が大変有効だと思っております。危険だということが分かってきた製品につきましては、ネットモールであれば、売った先の消費者が個別に分かるケースが多いと思っておりますので、リコール対策も含めて、ネットモール事業者には是非御協力を頂きたいと思っております。そういったこともございますので、特にリコール対策につきましても、ネットモール事業者との協力が非常に重要だと考えております。ありがとうございます。

○水流委員　ありがとうございます。事故が起こる危険性が高まってきている、今まで考えていないような想定外のことが起こり始めているというときに、件数ではなくて、これは危ないと思ったときに、今、経産省の方がやっぴらっしゃるモール事業者さんとの連携活動というのは非常に重要になってくると思いますので、ユーザーに知らせることとか、買おうとしている人に警告を出すという形で、そういう事故があったのだということをごどこかでキャッチできるような形で、例えば、マグネットボールを買いに行ったときには、こういう危険性はあるので、そういう方は購入は注意してほしいとか、そういった働きかけをやっていくしかないのだと思うのです。それが一元管理できるようになってくると非常にいいなと思いますので、是非お願いいたします。

○原製品安全課長　はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○三上委員長　水流委員、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、議題1～3までにに関する質疑は終わらせていただきます。後ほどまた何か思いつかれましたら、時間の許す範囲でまた御指摘頂ければと思います。

では、次に、議題4～6までを通しで事務局から御説明をしていただこうと思います。よろしいでしょうか。

○原製品安全課長　ありがとうございます。それでは、議事4～6について説明させていただきます。

まず、資料4-1、製品安全文化の醸成、①製品安全対策優良企業表彰でございます。

1ページ目でございます。令和2年度の受賞企業の御紹介でございます。大企業、製造事業者・輸入事業者部門として、パナソニック(株)アプライアンス社。優良賞は、株式会社アシックス、株式会社コロナでございます。

大企業、小売販売事業者部門として、技術総括・保安審議官賞は、大阪ガスマーケティング株式会社。中小企業、製造事業者・輸入事業者部門として、経済産業大臣賞は、マツ六株式会社。技術総括・保安審議官賞は、有限会社鈴文。優良賞は、新潟精密鑄造株式会社。中小企業、小売販売事業者部門として、経済産業大臣賞は、株式会社大一電化社、技術総括・保安審議官賞は、株式会社カインノ電器。特別賞としまして、団体部門は、一般財団法人ニッセンケン品質評価センター。ネットモール運営事業者部門は、株式会社メルカリ。以上がそれぞれ受賞をしております。

令和2年度より、特別賞に「ネットモール運営事業者部門」を新設しております。

また、重点課題として、「製品安全実現に向けたサプライチェーン全体の管理」、「高齢者における製品事故の未然防止に向けた取組」を設定しまして、特に評価を高くしております。

2 ページ目でございます。「製品安全対策ゴールド企業」というのがございまして、これは大臣賞を3回受賞した企業で、これまでに6社でございます。これにつきましては、5年ごとにフォローアップ審査を行っているところでございます。

以上が資料4-1でございます。

続きまして、資料4-2、②E S G投資・市場メカニズム調査についてでございます。

1 ページ目でございます。2019年2月に、製品安全にしっかり取り組んでいる企業が投資先としてしっかり選ばれるための工夫として、安全における統合的情報開示の実現を目指して、その基本的な考え方、事例をまとめております。これをガイダンスにして公表したところでございます。

今年度は、ガイダンスのさらなる活用に向けた方策や、投資家等から直接的な安全対策に対する評価の在り方を検討して、引き続き、組織としてしっかり製品安全に取り組んでいる企業が投資先に選ばれるようにサポートしてまいりたいと考えております。

資料4-3、③自治体との連携、消費者教育についてでございます。

1 ページ目でございます。毎年11月を製品安全月間としまして、国、地方、企業が連携して製品安全の取組をPRしております。

2 ページ目でございます。先ほども御説明しましたが、重大製品事故の発生状況を地域別に詳しく分析をしてみますと、地域によって特徴が違うということが見えてまいります。例えば、左下でございますが、寒冷地については、石油ストーブ、ファンヒーター等の石油製品、除雪機の事故が多くございます。一方で、赤丸の温暖地域では、エアコンであるとか扇風機の事故が多くございます。都市部については、家電製品全般、コンロ、介護ベッドなどの製品についてそれぞれ事故が多くなっております。

こういった特徴も踏まえつつ、また、国では、地域の事情、個別に分かりにくいところもございます。重大製品事故の発生を防止するために、効率的な注意喚起の在り方なども含めて連携をしてまいりたいと考えております。

4 ページ目でございます。生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議ですが、これは消費者庁が昨年設置をしたものでございます。消費者教育については、我々はなかなか対策が及んでいないところがございました。例えば、P Sマークの普及、教育も含め、

あるいは、危険な製品の情報を映像で効果的に知らせるといったやり方も含めて、しっかり消費者教育にも取り組んでまいりたいと考えております。

資料5—1、行政手続のオンライン化等、①新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた製品安全行政の対応でございます。

1 ページ目でございます。新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえまして、法運用の柔軟化にも取り組んでおります。特に、登録検査機関の適合性検査の実施方法は、これまで現地調査を皆さん行っておりましたが、現地調査に代替して、Skype、Webカメラ、書面による確認なども可能と判断して、安全上問題なければ積極的に活用するように促しているところでございます。

一方で、立入検査でございますが、これは安全上重要な検査がないがしろになってはいけないので、コロナ対策を理由に立入りを拒否する事業者に対しても調整を試みた上で、しっかり立入検査は取り組んでおります。

資料5—2、②製品安全に関する手続の電子化についてでございます。

1 ページ目でございますが、産業保安グループでは保安ネットを推進しております。産業保安・製品安全関連法で、全体、毎年25万件以上が紙で届け出られ、対面審査等が行われておりましたけれども、これを電子化を進めているところでございます。

2 ページ目でございます。コロナ禍を背景に、さらに推進するということで、オンラインによる届出を2020年度末までに50%とするとのK P I を定めております。

昨年12月の閣議決定でも、全ての行政手続について5年以内にオンライン化を行うということが示されたものでございます。

3 ページ目でございます。今年度のオンライン化率の推移でございますが、2020年度末50%達成に向けて着実に取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料6—1、規制の見直し事項、①長期使用製品安全点検制度の見直しについてでございます。

1 ページ目でございます。冒頭、技術総括・保安審議官のほうからもありましたが、長期使用製品安全点検制度の見直しにつきましては、消費経済審議会のほうから答申を頂いたところでございます。

2 ページ目でございます。特定保守製品9品目のうち、赤枠で囲ってあるガス瞬間湯沸かし器やふろがま、石油温風暖房機、ビルトイン食洗機、浴室電気乾燥機、これらについては制度創設時の経年劣化事故の事故率を大幅に下回り、現在、当時制定された1 ppmの基

準を大きく下回っている状況でございます。

これらにつきましては、4ページ以降の参考資料の中で具体的な安全向上に向けた取組を紹介しておりますが、こういった取組が功を奏している状況でございます。これらにつきましては規制を緩和し、残りの石油給湯器、石油ふろがまについて引き続き規制を続けていくという状況でございます。

3ページ目に、今後のスケジュールを書いておりますが、現在、法制局において審査が継続しております。これが終わり次第、T B T通報やパブリックコメントを得て、施行につなげていきたいと考えております。

資料6—2、②電気消毒器の規制のあり方についてでございます。

1ページ目でございます。殺菌灯を有する電気消毒器が電気用品安全法で定められておりますけれども、現在は、右下の①にございますような、戸を設けて中の物を殺菌するという製品が対象でございます。最近は、②や③のように、殺菌灯を直接外部に照射するような、当初想定していなかった製品が非常に多く出回りつつあると考えております。

これを踏まえて、特に殺菌灯が目や皮膚等に障害を及ぼす紫外線を照射するものが多いことを踏まえた基準の見直し、これらの設備の対象機器への追加について、電気用品調査委員会において審議を頂いており、夏を目指して作業をしているところでございます。

資料6—3、③LEDランプの雑音見直しについてでございます。

別表10は、電気用品の電波雑音の許容値を定めているものですが、放射電磁妨害波に関する規定がないということで、C I S P R等の国際規格に準拠した見直しを同じように電気用品調査委員会において検討頂いているということでございます。

最後に、資料6—4、④ガス・石油機器の遠隔操作に係る基準策定についてでございます。

1ページ目を御覧頂きますと、電気用品につきましては、遠隔操作が先行してニーズがあつて、基準も定まっていたのですが、最近、ガス・石油機器の遠隔操作に関するニーズも高まっております。こういったことから、現在、基準がないということで、特に火種等、裸火が出ていたり、リスクが高いこれらの機器について、遠隔操作で外部からオフからオンにするといったものを禁止するという基準を定めたところでございます。

これらにつきましては、先ほど資料3の中でも御説明しましたIoT機器の安全性の検討の中でも、広くインターネットを通じた操作によるリスクも踏まえた検討も行っているところでございます。

以上でございます。

○三上委員長 原課長、ありがとうございました。

後半も大変広範な話題になっておりますが、ここで、議事4～6までにつきまして、皆さんから御質問、御意見を頂きたいと思えます。

○藤野委員 主婦連合会、藤野でございます。

○三上委員長 よろしくお願ひいたします。

○藤野委員 よろしくお願ひします。資料4に、製品安全対策優良企業表彰のことがございます。大事なことであると思えますが、表彰という制度を知っていただくことも、またそれが広く使われるようになることもとても大事だと思えますけれども、表彰された安全対策に対しての技術や社会参画の在り方が社会に広まることが大事ではないかと思えます。表彰されたところを模範としたり、自分のところもより頑張りましょうというような姿勢がほかの企業にも見られるようになるということが大事ではないかと思えますが、そういったことはどのような方法で広めておられるのか教えてください。

○三上委員長 御質問、ありがとうございました。

これはまず事務局もほうからお答え頂けますでしょうか。

○原製品安全課長 御指摘、ありがとうございます。御指摘の点は非常に重要だと思っております。ただ、1点、この制度は特定の製品の安全性については審査をしておりません。企業自体が製品の開発あるいはアフターケア、例えば、危険が判明したときにどのようにしっかりリコール等対策を行っているか、こういった組織全体の取組について審査を頂いて評価をしているということでございます。

それから、こういう企業の取組を広く普及させる、広げていくということが大事だというのは、我々も同じように考えております。残念ながら、我々の努力不足で、いろいろなツール、SNSも活用したりしてそういった取組を広く普及しているのですが、なかなか広く認識されないというところがございます。引き続き、重要な課題と思っております。

それから、もう1点、コミュニティ活動というものをやっております。これは受賞企業の集まりでございまして、これまでに受賞した企業は150社以上ございます。その企業に年に1回集まっていたいただいて、お互いに安全対策やさまざまな取組について情報共有、あるいは課題について議論をしていただいたりしています。

それから、これも製品安全月間の11月に、それぞれの企業から、企業の取組、ベストブ

ラクティスなどについて、企業自身が広く消費者あるいはほかの企業に対してもプレゼン、PRを併せてしていただいております。そういう取組を、地道ではありますけれども、継続的に行っているところでございます。またいろいろな知恵を新たに取り込んで、より活発な表彰から出てくるいろいろな活動につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野委員 ありがとうございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

主婦連の田辺委員のほうから質問がありますという書き込みがございますが、よろしいでしょうか。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願ひいたします。規制の見直し事項のLEDランプの雑音の見直しについてでございます。

LEDランプですが、省エネ、長寿命ということで、急速に普及されたかと思ひます。現時点で、CISPR、国際規格に準拠していないと考へてよろしいのでしょうか。

以上でございます。

○三上委員長 御質問、ありがとうございます。

事務局のほうでお答へをよろしいでしょうか。

○原製品安全課長 御指摘、ありがとうございます。この1ページ目の青い枠の中の説明ですが、照明器具について、放射電磁妨害波に関する規定が今はございませぬ。したがって、この基準を入れることで、電波雑音に起因する通信障害対策をしっかりとっていくということでございます。

○田辺委員 ありがとうございます。

○野々内委員 全地婦連の野々内です。よろしいでしょうか。

○三上委員長 はい、どうぞ、お願ひします。

○野々内委員 資料4-3の4ページをお願ひいたします。この資料を読ませていただいて、「消費者教育ポータルサイト」というのがあることを私も知りまして、ここをクリックして勉強させていただきました。消費者教育の体系マップということで、ライフステージとジャンルの見分けが一目瞭然でとても使いやすいと思ひましたので、もう少し地方の行政や消費者団体にPRをしていただきまして、みんなで勉強したいと思わせてもらいました。

もう1つは、資料6-3の1ページです。この文章の中に、別表第10とか別表第12とい

う言葉はあるのですが、見ても私たちは分からないかもしれませんけれども、できましたら、その表も載せていただくとよかったなと思いました。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

事務局から何かコメントはございますか。

○原製品安全課長 野々内委員、御指摘、ありがとうございます。

まず、「消費者教育ポータルサイト」でございます。今日、委員で入っていただいている坂本先生にも相当程度サポートを頂いて、N I T Eとも連携をして、映像媒体であるとかさまざまな情報を提供しようということで考えております。先ほど申し上げましたように、P Sマーク自体もなかなか認知されていない方もおられるという中で、消費者教育をしっかり考えていく必要があるということで、今日お見えの委員の皆様のお知恵も拝借しながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

それから、L E Dランプの別表の話でございますが、これは大変御指摘のとおりと思いますので、もう少し分かりやすい記載に努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○野々内委員 ありがとうございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、三上もP Sアワードの審査に携わらせていただいておりますので、先ほど藤野委員から御指摘のあったこと、本当に痛感しております。最終的には、やはり消費者の皆さんの間でのP Sアワードに対する認知が広がるということが、産業界の皆さんも熱心にこれを勉強される最大の力になると思いますので、ぜひこの場の委員の皆さんからも、この場を通じて、あるいは別のチャンネルを通じて、御助言を賜りたいなと思っております。よろしく願いいたします。

ほかの委員から、御質問、御意見、いかがでしょうか。

○青柳委員 青柳です。

○三上委員長 はい、どうぞ。

○青柳委員 2点、提案というか、感想です。

資料4—3で、N I T Eさんでは、定期プレス公表ということで、その時々に必要な注意喚起がされていることを今回初めて知りました。例えば、今、「おうちキャンプ」も含め、キャンプをする方が増えているようです。

このことは番組などでもよく目にします。「おうちキャンプ」の事故に関する注意喚起というのでもN I T Eさんから出ていたのですね。

ただ、一般の人は、こういったN I T Eさんからの情報というのを直接目にはできないと思います。例えば、初めてキャンプをする人が、キャンプ製品を買いに行くアウトドアのお店ですとか、あるいは、先ほどから出ているAmazon、楽天などの通販のサイトの方などと連携をして、「こういったところを注意したらいいよ」ということをうまく情報発信できたらいいのではないかなと思いました。

それから、もう1点は、感想になりますが、資料6—2で、殺菌灯を有する電気消毒器について明確化すると出ていますけれども、今朝たまたまテレビを見ておりましたら、この殺菌灯の誤った使い方をしないようにということを朝のテレビ番組で放映していました。なので、プレスリリースをキャッチして報道機関がやってくれるのを待つのではなく、プレスリリースをしたら、その関係するところに是非売り込んで、広く広報できるような働きかけをしていただけるといいのではないかなと思いました。

以上です。

○三上委員長 御意見、ありがとうございます。

○木井委員 N I T Eの木井ですが、発言、よろしいでしょうか。

○三上委員長 はい、どうぞ、お願いします。

○木井委員 青柳先生、コメントをありがとうございます。N I T Eの広報を定例的に月1回、プレスリリースをやっている以外にも、例えば、大雪になりそうな時は除雪機ですとか、台風により停電が予想される場合には非常用発電機ですとか、それぞれタイムリーな注意喚起もさせていただいております。

それで、「おうちキャンプ」もテレビですとか新聞で結構取り上げられていたのですが、一般の方はテレビだと聞き流されてしまうので、現在、N I T Eでは、AmazonですとかYahoo!Japanと連携を進めて、直接、それを買った消費者にそういった情報が届くように、いろいろ取組を進めているところでございます。引き続き、頂いた御意見を参考にしながら、消費者に直接届くように取り組んでいきたいと思っております。

○青柳委員 ありがとうございます。「おうちキャンプ」でキーワード検索したときに、N I T Eさんの出しているような情報がぱっと出てくるかなと思って検索したのですが、出なかったものですから、そんな意見を出させていただきました。いろいろ御努力されて

いることはよく分かりました。ありがとうございました。

○三上委員長　　ありがとうございました。

次の御質問、御意見、いかがでしょうか。

○坂本委員　　鳴門教育大学の坂本です。コメントさせていただいていいですか。

○三上委員長　　はい、どうぞ。

○坂本委員　　消費者教育についてです。経産省の方にはもう大変いろいろな取組をしていただいていますので、消費者が製品を正しく使用する大切さですとか、誤使用のリスクというのをしっかり理解することがとても重要だと思います。

学校での消費者教育のことを私はやっているのですが、日本の消費者は、製品が安全だと安心し切っているのではないかと感じています。また、消費者教育の中でも、最近製品安全に対する扱いというのはあまり大きくないのですが、やはり安全が基本なので、製品のリスクや正しい使い方を学べる機会をしっかりと用意することが重要だと改めて認識しているところです。

そして、N I T Eさんの情報ですとか、授業や講座などですぐ使える形に今まとめているだけですので、そういうものの活用を進めさせていただいて、また、消費者庁のポータルサイトにも引き続き最新事例を載せていただいて、いろいろなところでいろいろな方に製品安全を伝える場をどんどん広げていけたらと思っているところです。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございます。お役所のほうで、関係省庁との間で、こういった情報をお互いに宣伝し合うという意味での共有は何かございますでしょうか。

○原製品安全課長　　坂本先生、御指摘、ありがとうございます。関係省庁連絡会議の中にはワーキンググループが2つありまして、その中でそれぞれ関係する省庁が参画しておりますので、一緒に取り組んでまいりたいと思います。

例えば、外務省さんも、SDGsとのコンテキストで消費者教育とつなげていこうという話もしております。そのようにいろいろなところとつなげて、うまく連携がとれればと考えております。

また、N I T Eとも緊密に連携して、映像情報であるとか、教育に有効な情報を効果的に出していく方法をぜひ工夫してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

ほかの委員からの御意見、御質問、いかがでしょうか。

関委員、どうぞ。

○関委員 製品安全協会の関でございます。2点ございます。

流通との関係というのはすごく大事だと考えておりまして、うちの協会も流通の方々とは密接に連絡させていただいております。中でも、ネット販売の事業者さんは、扱っていらっしゃる商品についての安全性をどう消費者に伝えるか、あるいは、安全なものをちゃんと取りそろえるかということに関して、強い御関心をもっていらっしゃいます。

そういう中で、流通業者からのニーズをくみ上げて、SG基準をタイムリーに制定する、あるいは改定するというようなことに努めようとしておりまして、そういう試みの中の1つから、トレッドミル——家庭の中における健康機器ですけれども、それについては最近基準見直しを行ったばかりです。

もう1つ、興味深く見ていましたのは、資料5—1ですが、法の執行の運用柔軟化ということで、審査業務等をSkypeで行ったり、あるいは書類審査でやるということですが、うちもこの1年間いろいろな意味で苦勞して、いろいろな試みをしてきましたけれども、この技術的な可能性はいろいろとあると思います。うまくやることによって、非常に機動的に審査ができる、効率的にできるということが可能だと思っております。

しかし、まだ手探りのところもありますので、是非とも情報を共有させていただいて、どのようにやっていったら円滑にできるのか、スムーズにできるのか、あるいは質の高い審査ができるのかということについては、皆さんともいろいろと情報を共有させていただければありがたいと思っております。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょうか。

○遊間委員 遊間ですけれども、コメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

○三上委員長 はい、お願いいたします。

○遊間委員 資料4—3の2ページ、事故データを活用した自治体との連携に関してでございますが、このように自治体と連携して、より精細な分析で注意喚起、リコールするというのは非常に効果が高いのかなと思い、期待が高いと思っておりますけれども、この実際に地域ごとに注意喚起、また、リコールをした後、全国に対して行うそういったものと、自治体に特化した形で行うものと、どのように効果が違うのかといったところまで是非分析していただければと思いますが、その点は計画に入っておられるのでしょうか。よ

ろしく願います。

○三上委員長　　では、事務局のほうでお願いいたします。

○原製品安全課長　　遊間委員、ありがとうございます。御指摘の点は、我々も重要だと思っております。一つ、製品起因の問題につきましては、やはり国から広く共有させていただくのが有効だと思っております。

一方で、地域によって事故が起こる製品群、あるいは季節、こういうものが異なるというのは、非常に重要な点だと思っております。製品起因は、先ほど御説明させていただきましたように、重大製品事故の報告の中では3割程度でございます。残りの7割をどう減らしていくのかという中において、地域ごとの差というのをしっかりとらまえて、テーラードメイドでどのように地域と連携して、誤使用等も含めて、減らしていけるのかということとは重要だと思っております。

消費者庁さんの地域ブロック会議等にも参画させていただいたり、地方局との連携で、地方自治体との間でどのように情報を共有させていただくかということも、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○遊間委員　　ありがとうございました。

○三上委員長　　ありがとうございました。

ほかの御意見はいかがでしょうか。

○水流委員　　水流ですけれども、よろしいでしょうか。

○三上委員長　　はい、水流委員、どうぞ。

○水流委員　　安全を許可していくのに、電気用品安全法をまずつついて、それからまた、例えば、モールとの間で調整をしていったほうが効果的であるとか、そのように幾つかのやり方をかなり試みられているということで、非常に複雑になっていますけれども、口述化を含めた法律的な効果を出すためのやり方として、複数のものに対応しなければいけないということになっていると思います。

他方で、製品 J I S というものがありますけれども、例えば、子供の安全のための基準といったものの体系をつくらうとされているということで、自動ドアで子供の指が挟まれる事故がありますが、これは J I S の基準が大人の基準になっているものがあると。そういった法律や J I S といったものに対して、先ほどの子供の体系や高齢者の体系などを見たときに、SDGs ではないですが、「ひとりも取り残されない」という状況をつくるため

には、そういった2つの体系から見たときに、製品J I Sの見直しというところで、そこをお考えになっているエリアなどがあれば教えていただきたいと思います。

最近、自動ドアのところで消費者庁の消費安全委員会のほうで少しそういう議論があったものですから、ぜひ経産省さんのほうでも御検討頂きたいと思っているのですが、J I S基準についてはどうでしょうか。

○三上委員長 事務局のほうでいかがでしょうか。

○原製品安全課長 ありがとうございます。先ほど丁寧に資料を御説明できなくて恐縮ですが、資料3—3の4ページ目を御覧ください。この図でございますけれども、これまでの重大製品事故の報告、平成19～30年にあったもの全てをまとめています。左下のグラフの中の右上のほうに赤字で書いてある製品群が、特に重傷・死亡率が高くて、発生件数が多い製品群でございます。

まずは手始めに、高齢者については、これらの製品群のJ I Sについて、高齢者の状況も踏まえて、今のJ I Sで十分リスクを下げられているのかどうかということ、N I T Eにも御協力頂きながら、リスク評価を行っているのが現状でございます。

○水流委員 介護ベッドというのは、前に一度こういう事故が起こって、柵の工夫とか、基準を見直しましたよね。けれども、またやっぱり出ているということですね。

○原製品安全課長 まさに御指摘のとおり、今の資料の5ページ目でございますが、水流先生は非常にお詳しいですが、介護ベッドについては、御指摘のように、新J I Sがございます。新J I Sをベースにリスク評価をやってみたところ、かなり今のJ I Sで効果があると考えております。

ただ、一方で、残念ながら、まだBのエリアにあるものについては、新J I S以外にも、介護される方々とかケアラーのほうで何か工夫できる取組があると、さらにリスクは下げられると。これはあくまで現時点の評価でございますけれども、こういう分析をまずやっております。その上で、不十分であれば、J I Sの見直しを検討すると。J I Sが非常にしっかりできていれば、それ以外のところをどのように詰めていってリスクを減らせるか。そういうことを今検討しているところでございます。

○水流委員 分かりました。ありがとうございます。多分、今のような検討があつて、これはJ I S以外の働きかけが必要になる、ユーザー側の問題であるとか、使用者ではなく、ユーザーという、先ほどのケアラーであれば、そういう問題になると思うので、こういったあぶり出しをしていただくときに、かなり論理的に、先ほどの高齢者のパターンだ

とか、子供のパターンだと、という形で重要事象をあぶり出していただけたという事は非常にいいなと思いました。ありがとうございました。

○関委員　ちょっとコメントしてもよろしいでしょうか。製品安全協会の関です。

○三上委員長　はい、どうぞ、お願いいたします。

○関委員　SGにおいても、この分野というのは非常に大事だと思って注視しているところです。特に高齢者の場合は、身体機能の衰えとともに、正しい製品を選択して正しく使うということが大事なのですが、それと併せて、技術も進歩していますので、基準の見直しというのは常に行っていかなければならない。また、基準と併せて、取扱説明書とか表示などを一体的にやっていかなければいけないものだと思っています。

それから、製品の使われ方が変わってくる一つの事例としては、例えば多点杖というのがあるのですが、そのまま杖が立っている状態で、下のほうが4つぐらいの点で支えているというようなものなのですが、あの製品ができたことによって、杖を使って立ち上がるという使い方が起こったのです。それまでは、杖というのはただバランスを取るだけだったのに、ああいう杖ができてから起こった。その結果、そういう使い方をすると強度が足りなくなってしまうんですね。それで、SGの基準もそれを変えまして、より強度のあるものにすることをやっています。

今、我々が注目しているものの中においては、横押し型のキャリングケースがあって、杖というまででもないのですが、体を支えるような形で使われる方がいらっしゃるわけで、そういう使い方に対してどこまで何ができるかということは今注意深く見ているところです。

以上です。

○水流委員　ありがとうございました。例えば、いろいろな子供のために使う道具であるとか、子供のところはかなり安全が強化されていますが、高齢者のほうは、今まさしく日本が一番世界の中でも最先端を行っている課題なので、今の関様のような、絶えずPDCAを回していくようなやり方の中に、一つは製品改善なのですけれども、JIS基準の見直しというところが結構入ってくるというところで、つくり手、サービス提供者、そして実際のユーザーというか使用者というか、その観点から安全が強化されていくという状況が出てくると、とてもいい仕組みになると思いました。ありがとうございました。

○三上委員長　水流委員、ありがとうございました。

○木井委員　NITEの木井です。一言、よろしいでしょうか。

○三上委員長　　どうぞ。

○木井委員　　高齢者のJ I Sですけれども、介護用ベッドですとか、大手のメーカーが作られている介護用品ですと、割とJ I Sを皆さん取得していただけるのですが、品物によっては、中小企業しか作っていない、あるいは零細企業が作っているようなものと、J I Sを制定しても、なかなかJ I Sの規格を取っていただけないという問題があって、J I Sをつくるのももちろん必要なのですけれども、J I Sをつくるとともに、J I Sを使っていたくためのメリット、仕組みみたいなものを一緒に検討していかないといけないと認識しております。J I Sは、つくるだけではなくて、J I Sを使っていたくことが必要ではないかという発言です。

○三上委員長　　今回、製品事故率という、エビデンスベースでJ I Sの見直しターゲットを見直されるという、大変望ましい流れが一つできているということで、大変すばらしいと思いました。

ほかに御質問はいかがでしょうか。

今日は、原課長も大変コンパクトに説明をされて、質疑の時間をふんだんに取っていただいたので、大変有効な意見交換あるいは質疑応答ができたように思います。

そろそろ予定の時間が近づいておりますけれども、最後に、お一方、お二方、御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は大変たくさんの方から大変貴重な御提案を頂きました。製品安全行政のほうで是非生かしていただければと思います。

最後に、事務局より連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○原製品安全課長　　御議論、ありがとうございます。本日の議事録に関しましては、事務局で作成した上で、後日、委員の皆様方に御確認頂き、ホームページにて公表する予定でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、令和2年度産業構造審議会、保安・消費生活用製品安全分科会、製品安全小委員会及び消費経済審議会、製品安全部会の合同会議を終了いたしたいと思っております。

本日は、御多用中のところ、長時間にわたり熱心に御議論頂き、また、御提案頂き、誠にありがとうございました。

お問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課

TELL : 03-3501-4707

FAX : 03-3501-6201